

証券コード4762  
(発送日) 2026年6月10日  
(電子提供措置開始日) 2026年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区荒木町13番地4  
株式会社エックスネット  
代表取締役社長 茂 谷 武 彦

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.xnet.co.jp/>  
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「開示情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エックスネット」又は「コード」に当社証券コード「4762」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

株主様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町四丁目1番地  
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館2階「白樺の間」  
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照  
のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第35期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及  
び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」（P4からP5）をご高覧のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

- (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくか、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンにより読み取りいただくことにより可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2026年6月25日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）

- (2) その他のご照会は、以下の問合せ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

取締役会の実効性向上・ガバナンス強化の観点から、構成や経営環境の変化に応じて、その運営を機動的かつ柔軟に見直すことができるよう、現行定款第20条の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>② 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第20条 (削 除)</p> <p>取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>③ <u>取締役会の運営については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	もたに たけ ひこ 茂 谷 武 彦 (1962年2月27日生)	1984年4月 野村證券株式会社入社 1992年3月 当社入社 2003年6月 当社取締役 2014年6月 当社代表取締役社長（現任）	56,400株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>茂谷武彦氏は、当社において長年にわたり、主に投信投資顧問業界向けに有価証券管理システムの開発、提供業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識を有するとともに、2003年より当社取締役としての経営経験も有しております。これらの経験が当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、成果をあげうる見識、能力及び指導力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
2	にい じま つよし 新 島 毅 (1972年8月11日生)	1996年4月 株式会社千葉興業銀行入社 2002年5月 当社入社 2009年6月 当社チーフマネジャー 2012年6月 当社執行役員 2014年6月 当社取締役 2022年6月 当社常務取締役（現任） (担当) 第二金融サービス本部担当	2,100株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>新島毅氏は、当社において主に投信投資顧問業界向けに有価証券管理システムの開発、提供業務に携わり実績をあげ、2014年より当社取締役としての経営経験も有しております。これらの経験が当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、成果をあげうる見識、能力及び指導力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	かわ さき ゆう すけ 川崎 裕介 (1978年10月14日生)	2001年4月 N T N株式会社入社 2005年6月 当社入社 2016年6月 当社チーフマネジャー 2021年6月 当社執行役員 2023年7月 当社上席執行役員 2025年6月 当社取締役(現任) (担当) 第三金融サービス本部兼技術基盤本部担当	—
(取締役候補者とした理由) 川崎裕介氏は、当社において投信投資顧問業界向け有価証券管理システムの開発、提供業務をはじめ、技術基盤・R&D・SOサービスなどの業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識を有しております。これらの経験が当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、成果をあげうる見識、能力及び指導力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	やなぎ はら ひろ し 柳原博史 (1972年12月28日生)	1995年4月 株式会社ジャックス入社 2000年9月 当社入社 2016年6月 当社チーフマネジャー 2023年7月 当社執行役員 2025年7月 当社上席執行役員(現任)	—
(取締役候補者とした理由) 柳原博史氏は、当社において保険会社向けおよび銀行・信用金庫向け有価証券管理システムや個人向け信託管理システムの開発、提供業務などの業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識を有しております。これらの経験が当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、成果をあげうる見識、能力及び指導力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
	つばたこうじ 坪田浩司 (1971年4月26日生)	1994年4月 平成信用金庫（現西武信用金庫）入庫 2000年6月 当社入社 2011年6月 当社チーフマネジャー 2023年7月 当社執行役員 2025年7月 当社上席執行役員（現任）	—
5	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>坪田浩司氏は、当社において主に投信投資顧問業界向け有価証券管理システムの開発、提供業務に携わった後、管理部門にて経営企画、経理・財務、人事・労務、総務、法務などの業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識を有しております。これらの経験が当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、成果をあげうる見識、能力及び指導力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 茂谷武彦氏は、本総会終了後の取締役会において代表取締役会長に選任される予定です。
2. 新島毅氏は、本総会終了後の取締役会において代表取締役社長に選任される予定です。
3. 柳原博史氏及び坪田浩司氏は、新任候補者であります。
4. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

【スキル・マトリックス】

氏名	役位	独立	スキル							
			企業 経営	法務 リスク マネジ メント	財務 会計 経営 管理	内部 統制 ガバナ ンス	R&D サービ ス開発 IT技術	業務経験 (資産運用管理)		
								生損保	投信 投資 顧問	銀行
茂谷武彦	代表取締役 会長		○	○	○	○	○	○	○	
新島 毅	代表取締役 社長		○	○	○	○	○	○	○	
川崎裕介	取締役		○			○	○		○	
柳原博史	取締役		○			○	○	○		○
坪田浩司	取締役		○	○	○	○	○		○	
丸山浩司	取締役 (常勤監査 等委員)	●	○		○	○	○			
鈴木行生	取締役 (監査等 委員)	●	○		○	○			○	
武山芳夫	取締役 (監査等 委員)	●	○				○			
小林貴恵	取締役 (監査等 委員)	●		○		○				

※ 各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果 (売上高)

当社は、社会的存在意義であるパーパスを「資産運用業界に新しい価値を生み出し、社会の今と未来を支える」と定めております。当社はパーパス実現に向け、資産運用管理ソリューション「XNETサービス」の提供を通じ、資産運用業界におけるあらゆる課題解決に貢献することで、よりよい社会の基盤作りと更なる発展を目指してまいります。

資産運用管理ソリューション「XNETサービス」は、大別して以下に区分されます。

- ✓ アプリケーション：有価証券管理システムを中心としたXNETシステムの月額利用料を収益源とするサービス
- ✓ AMO：XNETシステムに関する導入や保守、会計制度変更対応等の業務を請負うサービス
- ✓ SO：XNETシステムを利用して、機関投資家の経理事務等の実務を受託し、効率的に集約、処理することで収益を獲得するサービス

これらのうち、アプリケーション、SOおよびAMOのなかで継続的なシステム保守サービスについては、当社の安定的な収益基盤を支えるコアサービス（コア売上）として捉え、より積極的にビジネス拡大を推進しております。

#### (アプリケーションの状況)

アプリケーションのうち、主力である有価証券管理システムについては、機関投資家の有価証券管理実務を支えるシステムとして改良・更新を続け、安定的にサービスを提供しております。併せて「資産運用業界のエコシステム・オーケストレーター」として他社システムとの積極的な連携を推進し、常に新規サービスを創出しております。これにより、従来の投信投資顧問業界や生損保業界に加えて、地方銀行および信用金庫への導入も拡大しつつあるとともに、既存顧客の解約も僅かであり、有価証券管理システムは当社業績を支えるサービスの柱として、当期においても引き続き堅調に推移しております。

遺言代用信託を始めとする個人向け信託管理システムについては、高齢化社会の進行による市場規模の拡大とともに、地方銀行等の金融機関において信託商品のバリエーションが多様化しており、当社システムの機能拡充が進んでおります。当社は、当市場におけるシステムベンダーとしての地位を確立しておりますが、一方で新規顧客獲得ペースはやや鈍化しております。しかしながら、既存顧客に対する解約制限付信託管理などオプションサービスの展開等により、サービス規模は拡大し続けております。

融資管理システムについては、生損保業界に対する提供が順調に拡大していることに加え、地方銀行への導入も拡大しつつあります。昨今の金利環境の変化を受けて、融資は機関投資家の資産運用の手段として重要度を高めており、融資管理システムは生損保、銀行を始めとしてさらなる事業規模拡大が見込まれます。

以上の通り、アプリケーションについては全体として安定的に推移していることに加えて、マーケットデータ等の仕入を伴う一部サービスについては、仕入コスト増加に伴う利用料改定も寄与し、売上高としては前期比増収となりました。

#### （AMOの状況）

顧客である機関投資家においてIT人材が不足するなか、当社が長年蓄えてきた金融システム関連の知見およびサポート力が評価され、コア売上につながる継続保守案件（月額AMO）は引き続き拡大しております。また、採算性の低いスポット案件からは撤退したものの、比較的規模の大きい複数のシステム導入案件（スポットAMO）受注のほか、人財投資等によるコスト増を吸収するため単価の改定を進めたこと等もあり、AMOについては前期比増収を確保しております。

#### （SOの状況）

SOについては、投信・投資顧問会社向けサービスが引き続き堅調であるほか、生損保業界に対しても徐々にサービス規模を拡大した結果、前期比増収となっております。生損保業界へのSO展開については、現在も複数の会社に対して導入準備を進めております。

以上のような要因により、2026年3月期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の売上高は、中核商品である「XNETサービス」の売上高が5,650百万円（前期比6.7%増）となり、機器販売等を含めた売上高は5,658百万円（前期比6.7%増）となりました。

売上高の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

品目	2025年3月期		2026年3月期		
	金額	構成比	金額	構成比	前期比
① XNETサービス	5,297	99.9	5,650	99.9	6.7
(①のうち、 アプリケーション)	3,836	72.4	3,980	70.4	3.8
(①のうち AMO・SO)	1,460	27.6	1,669	29.5	14.3
② 機器販売等	3	0.1	7	0.1	156.8
合計 (①+②)	5,300	100.0	5,658	100.0	6.7

また当社は、2023年3月期より4カ年の中期経営計画を策定し、このなかで新たに売上を以下の区分に分け、管理することといたしました。

- ・ コア売上：サブスクリプションモデルにより安定的に売上を確保できるセグメント

(対象サービス) アプリケーション、AMO (月額)、SO

- ・ スポット売上：コアを維持するために必要ではあるが、あくまで一過性の取引による売上

(対象サービス) AMO (スポット)

このうち、コア売上について、当社の安定的な収益基盤の確保につながるものと捉え、2026年3月期におけるコア売上高50億円の達成を目標として掲げておりました。中期経営計画の最終年度となる当期においてはコア売上高4,936百万円、前期比4.7%増となりましたが、達成率98.7%とわずかに目標未達となりました。

前述の通り、比較的採算性の低いスポット案件からの前期での撤退完了による減収影響が2025年6月で収束し、2025年7月以降スポット売上高が前期比増加に転じるとともに、コア売上高については継続的に拡大し、総売上高に占める割合も87.2%と高水準を維持しております。

(営業利益、経常利益、当期純利益)

当期の利益につきましては、営業利益1,021百万円（前期比18.7%増）、経常利益1,011百万円（前期比19.2%増）、当期純利益542百万円（前期比6.6%減）となりました。

当期は人財投資による労務費の増加や役員に対する株式報酬コストおよび採用コストなど販管費の増加が利益を圧迫しました。一方、NTTデータグループからの離脱に伴う一過性コストが前期で収束しており、増収効果も含め、全体として利益押し上げ要因が上回ったことから、利益については大幅に改善しました。結果として、通期の営業利益率は18.0%と、当社が中期経営計画のなかの目標の一つとして掲げる営業利益率15.0%を上回る水準となっております。

また、2025年7月31日付けで公表いたしました「特別損失の計上、業績予想の修正および配当予想の据え置きに関するお知らせ」の通り、株式報酬制度の導入に伴い特別損失を計上した結果、当期純利益は542百万円となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第32期 (2023年3月期)	第33期 (2024年3月期)	第34期 (2025年3月期)	第35期 (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	5,357	5,547	5,300	5,658
当 期 純 利 益 (百万円)	694	741	581	542
1株当たり当期純利益 (円)	84.00	89.74	128.74	129.89
純 資 産 (百万円)	8,024	8,517	2,921	3,258
総 資 産 (百万円)	9,281	9,910	6,680	6,119
1株当たり純資産額 (円)	971.25	1,030.99	699.00	779.57

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。また、自己株式数には、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）、執行役員及び従業員を対象とする株式報酬制度の導入により採用した信託口が保有する当社株式800,000株が含まれております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### (会社の経営の基本方針)

当社の経営の基本方針は、創業以来極めて明確で、「XNETサービス」を推進していくことです。当社は業務に密着した、ITサービス企業であり続けます。

そこで、具体的な方針として以下のような目標を掲げ、全社を挙げて取り組んでおります。

#### <excellent Companyとして当社が目指すもの>

「資産運用のワンストップ・ソリューション・カンパニー」としてお客様のあらゆるご要望に対してソリューションを提供できる会社になるという方針です。

そのために今、当社の社員が取り組むべきことは以下の3つです。

- ① ニーズへ応えるサービスの提供  
お客様への感度を高め、業務のアウトソーシング、基盤サービスなど業界やお客様によって多様化しつつあるニーズを捉え、最適なサービスをタイムリーに提供する。
- ② 新たなお客様の獲得  
地道な営業活動、新しいサービスの創造、協業会社とのコラボレーションにより業界シェアを伸ばし、サービス提供会社の使命を全うする。
- ③ プロフェッショナルな人財への成長  
現場に「より近いサービス」の提供、専門知識の吸収、日々の課題解決、自己研鑽を通じ、業界・業務に精通した高度なノウハウ・知識を持った人財を目指す。

そして、資産運用業界で選ばれ続けるサービスを創造し、未来に続く会社になりたいと考えて日々努力を続けております。

## (中長期的な会社の経営戦略)

お客様とコラボレーションしながら「XNETサービス」を発展させていく方針に変更はありません。そもそも、「資産運用のワンストップ・ソリューション・カンパニー」になるためには、資産運用に関するお客様のあらゆるニーズに応える必要があります。

そのために、当社は祖業であるアプリケーションに加えて、AMO、SOを展開してきました。今後もこの3つのサービス形態を中長期的に成長させ、プロダクトミックスを構築していくという方針を継続してまいります。

- ・主力のアプリケーションのなかで、当社が資産運用業界で圧倒的な強みを持つか、または当社にしかできない重要な戦略サービスとして、以下のサービスを積極的に展開します。(5本の矢)

- ① 機関投資家向けのスチュワードシップ・ソリューション・サービス
- ② 生命保険/損害保険向けの有価証券管理サービス
- ③ 生命保険/損害保険向けの融資管理サービス
- ④ 地方銀行向けの個人向け信託管理サービス
- ⑤ 全業態向けのオルタナティブ資産管理サービス

\* また、当社だけで提供できないサービスについては、積極的な連携サービスを展開してまいります。

- ・AMO、SOについては以下のとおりです。

- ① AMO (Application Management Outsourcing) = システム運用受託

当社から人財を提供して、お客様の社員の代わりに業務を行います。内容はシステム導入や基盤の運用保守・更改などです。

- ② SO (Smart Outsourcing) = 業務プロセス受託

お客様から当社へ業務移管をする形となり、業務そのものを当社で引き取ります。内容は経理処理やレポート作成などです。

\* 特に、SOは当社のアプリケーションに次ぐ、2つめの柱になると考えております。さらに、「投信・投資顧問向けの会社設立支援サービス」にも力を入れることにより、アプリケーションからAMO、SOまで一体で提供することにも力を入れてまいります。

この戦略のもと、2022年4月の東証新市場区分において、当社は「スタンダード」市場を選択いたしました。

今後は、当社のペースでプライム市場の基準に適合するように企業価値向上と持続的成長を目指します。そのために、必要な成長戦略と保有資産の有効活用に全力で取り組んでまいります。具体的には持続的成長のための投資と株主還元です。

そこで、2022年6月に当社初の中期経営計画（2022～2025年度）[以下、「前中計」と記載]を策定し、社内・社外に向けて公表いたしました。一言で言えば、当社の「稼ぐ力」と「使う力」を、磨き上げるための決意表明としてまとめたものです。

そのなかで、前中計から新しいサービス分類を定義しました。具体的には、コアとスポットの2つです。

- ・コアとは、サブスクリプションモデルにより、月額定額で安定的に売上を確保できるサービスで、アプリケーション、月額で頂くAMO、そしてSOのことで、（現在、売上高の9割弱を占めています。）
- ・スポットとは、コアを増やすために必要ですが、あくまでも一過性の売上で、新規導入や基盤更改のためのAMOのことで、

今後はこのコアに注力することが、当社の経営基盤の強化につながると考え、2つの分類を定義いたしました。前中計の最大の事業戦略は、コアに注力し、拡大し、高い収益率の維持を目指します。このコアへの注力が当社の経営基盤を強化し、更なる企業価値向上につながるのです。

また、2024年5月には発行済株式数の50%弱に当たる自己株式取得を行い、NTTデータグループを離脱し、「新生エックスネット」がスタートしました。

それと同時に、2024年6月27日に当社の社会的存在意義であるパーパスを「資産運用業界に新しい価値を生み出し、社会の今と未来を支える」と定め、公表いたしました。当社はパーパス実現に向け、「XNETサービス」の提供を通じ、資産運用業界におけるあらゆる課題解決に貢献することで、よりよい社会の基盤作りと更なる発展を目指してまいります。

そして、2026年3月末で前中計が終了いたしました。振り返りにあたって、経営目標は以下の3つ（①コア売上高50億円、②営業利益率15%以上、③ROE 8%以上）でした。

結果は、コア売上高は49.3億円とわずかに目標未達となりましたが、営業利益率は18.0%、ROEは17.6%と目標を大きく上回りました。また、その中で見えてきた課題があります。

1つは更なる資本効率化、もう1つが人材採用です。

この2つの課題を解決するために、新中期経営計画[Next STEP 2029] (2026~2029年度) [以下、「新中計」と記載]を策定し、2026年4月30日に、まず新中計・骨子を公表いたしました。

この新中計を策定するにあたって、もう一度作る目的を確認しました。まず、最初に長期ビジョン（「Core 100」）を示して、当社の目指すゴールを明確にしました。具体的には、現在のコア売上高を将来的（15~20年後）に2倍の100億円に、ROEも20%まで高めることを目指します。

そのため、この新中計「Next STEP 2029」のコンセプトは、お客様（顧客市場）、現・役職員とこれから社員になる人（人財市場）、そして投資家（資本市場）の3つの市場から選ばれ続ける企業になることです。そして、長期的に利益を拡大できる会社になるため、人財投資・システム投資を積極的に推進するとともに、戦略的な株主還元を行なう必要があると認識いたしました。つまり、持続的成長の基盤となる「稼ぐ力」を得るために、より一層「使う力」に注力し、強化するということです。そこで、新中計期間に2つのことを実行いたします。

それは「積極的な投資」と「BSマネジメント」です。

まず、「積極的な投資」です。

これまで以上に、以下の2つのことに注力いたします。

① 人財投資：サービスを作り出す豊富なノウハウを持ち、高い専門性を持った社員に対しての投資

② システム投資：サービスの根幹であるアプリケーションへの投資

この積極的な投資により、資産運用業界のインフラ企業としての役割を拡大・加速させ、お客様・人財・社員・株主・社会に価値を生み出すとともに、獲得した利益を更なる成長の原資として還元していきます。

次に、「BSマネジメント」です。

具体的には、戦略的な株主還元を行ってまいります。

まず、配当方針につきましては、これまで安定的、積極的で、かつ「減配しない会社」を基本としておりましたが、新中計ではもう一段踏み込んだ新しい株主還元方針を公表することにいたしました。

1つは、当社として初めて配当性向の目標を公表いたします。目標は50%~100%です。

もう1つは、配当種類をベース配当とエクストラ配当の2種類に分けます。安定的な株主還元としてのベース配当（基準配当）と積極的かつBSマネジメントとしてのエクストラ配当（追加配当）です。エクストラ配当は期中の業績を元に、每期変動させる予定です。目的としては、配当可能原資をできるだけ配当する考えですので、これまでの減配しない方針は撤回となります。

加えて、新たな取組みを開始します。

- ・早期の配当支払：期末配当は株主総会議案とせず、取締役会で決議し、速やかに支払います。
- ・配当の事前公表：中間・期末配当の単価を権利付き最終日より前に公表いたします。つまり、配当単価を確認のうえで売買可能ということです。

次に、株主優待につきましては、前中計に引き続き、新中計期間も継続することを決定いたしました。従来と同じ条件で、対象株主に対してプリペイドカードを贈呈いたします。また、早期配布を実現するために、3月末分については6月上旬の招集通知に同封いたします。いずれも株主の皆様のお手元に出来るだけ早く、正確にお届けするということです。

以上が、新しい株主還元方針となります。

時代は当社にとって追い風です。資産運用立国の旗印のもと、当社は更なる成長を目指します。そして、今後も引き続き「新生エクスネット」として、より柔軟で自由度の高い発想で会社経営を行い、より積極的な姿勢で新たな投資や株主還元をおこなってまいります。

#### （目標となる経営指標）

当社は、2026年4月30日公表の新中計・骨子のなかで、以下の目標を掲げております。

- ① 2030年3月期において、コア売上高56億円の達成
- ② 調整後営業利益38億円の達成
- ③ ROE15%以上

\* ちなみに、調整後営業利益とは、営業利益に人件費と減価償却費を足したものです。

2026年度を新たな中期経営計画の初年度として、目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

また、パーパス実現に向けた当社のミッション、ビジョンは以下のとおりです。

まず、ミッションは以下の2つであると考えております。

- \* 資産運用業界の業務の先生になる。
- \* 資産運用業界の更なるコストダウンを実現する。

具体的には、資産運用業界のコストを下げ、そして、業務のプロまたは先生として、フロントからミドル・バックまでのあらゆる業務について、お客様から相談して頂けるワンストップ・ソリューション・カンパニーになるということです。

しかも、当社がすべてのソリューションを持つのではなく、お客様が望むほどのサービス、どのシステムともつなぎ、共生する、いわゆる「資産運用業界のエコシステム・オーケストレーター」になることです。

また、ビジョンは「三方よし→四方よし」の実現という考え方で、最終的には日本国民全体の財産の形成に貢献できると信じております。「買い手よし」は顧客である資産運用業界、「売り手よし」は当社、「世間よし」は日本経済、国民の皆様、そして「未来よし」はこの3者全員に対してです。今後はこの四方よしの実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

#### (会社の対処すべき課題)

当社の対処すべき課題は2つです。

1つは、上記のXNETの使命を果たすために、大切なことは優秀な人財の獲得です。当社サービスを継続的に維持・発展させていくためには、何よりも「優秀な人財」の確保が必要です。当社の社員は、一般的な分業体制のIT企業とは異なり、“ワンストップバリューチェーン”を実現できる多能工な人財に特徴があり、この人財こそが競争優位の源泉になっています。

一方で、当社が求めるスキル・経験を備えたジュニア層（若年層）は、現在の人財市場では極めて希少であり、実質的には存在しないと認識しております。そのため、当社では未経験であっても、当社の存在意義に共感し、その実現に貢献し、将来的に専門家として成長したいという志を持った人財を採用して、長期的に育成していく方針をとっております。

こうした方々に、入社して頂き、当社で成長し、成果を出して頂くためには、その期待と役割に見合った魅力的な報酬制度（人事制度）が欠かせません。また、報酬制度は一度整備すれば完結するのではなく、事業環境や人財市場の変化を踏まえながら、継続的に維持・改善していくことが重要です。

もう1つの課題は、その人財の育成です。

ただし、人財育成には長い時間がかかります。当社の社員は、高い専門性を持つ人財であることだけでなくとどまらず、「お客様や市場のニーズ・環境変化に応じて新たなサービスを生み出すことのできるスペシャリスト人財」であることが求められます。

そして、その実現には多数の案件への参画を通じて幅広いスキルと人間力を培う必要があるため、以下の2つが必要です。

- ① お客様の本質的な課題に向き合える案件を安定的に獲得すること。
- ② より高度なスキル習得につながる、難易度の高い案件へ積極的に登用すること。

当社としては、これらの取り組みを常に意識し、継続的な事業運営を実施できるかが重要です。また同時に、社員一人ひとりが高い自覚・自律性を持ち、効率的に成果を出すという生産性向上を意識することも欠かせない要素と考えております。

#### (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、「XNETサービス」を唯一の商品として事業を展開しておりますが、付帯的な事業として「XNETサービス」に使用するコンピュータ等の販売代理業務も行っております。

#### (6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

本社 東京都新宿区荒木町13番地4

#### (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
208 (41) 名	7 (△3) 名	38.9歳	9.0年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、派遣社員は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 当社は、XNETサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,200百万円

## 2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,476,800株  
 (2) 発行済株式の総数 8,261,600株（うち自己株式3,281,693株）  
 (3) 株主数 7,243名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	800,000 株	16.1 %
光通信KK投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	535,600	10.8
UHPartners 2投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社UHPartners 2	383,700	7.7
小 林 親 一	247,800	5.0
吉 川 征 治	247,800	5.0
渡 邊 久 和	247,800	5.0
株 式 会 社 N T T デ ー タ	227,900	4.6
UHPartners 3投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社UHPartners 3	220,300	4.4
鈴 木 邦 生	111,000	2.2
光 通 信 株 式 会 社	82,600	1.7

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式800,000株は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）、執行役員及び従業員を対象とする株式報酬制度の導入により採用した信託口が保有する株式です。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）、執行役員及び従業員を対象とする株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（800,000株）は当該自己株式数に含まれておりません。
3. 当社は、自己株式を3,281,693株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	茂谷武彦	
常務取締役	新島毅	第二金融サービス本部担当
取締役	荻田正陽	第一金融サービス本部担当 金融情報サービス本部担当 管理本部担当
取締役	川崎裕介	第三金融サービス本部担当 技術基盤本部担当
取締役 (常勤監査等委員)	丸山浩司	
取締役 (監査等委員)	鈴木行生	株式会社日本ベル投資研究所 代表取締役 株式会社ウィルズ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	武山芳夫	学校法人二松学舎 理事
取締役 (監査等委員)	小林貴恵	鋳研工業株式会社 監査役 T M I 総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）丸山浩司氏、取締役（監査等委員）鈴木行生氏、取締役（監査等委員）武山芳夫氏、取締役（監査等委員）小林貴恵氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）鈴木行生氏は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
過去に社団法人日本証券アナリスト協会の会長を務め、現在は株式会社日本ベル投資研究所の代表取締役を務めております。
3. 2025年6月27日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役坂本洋介氏及び取締役中嶋悦子氏は取締役任期満了により退任いたしました。
4. 2025年6月27日開催の第34回定時株主総会において、川崎裕介氏は新たに取締役に、また小林貴恵氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、丸山浩司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、丸山浩司氏、鈴木行生氏、武山芳夫氏及び小林貴恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、(2)内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

- ・ 定額報酬部分に関する方針  
原則として、役位に応じて毎月定額を支給。
  - ・ 業績連動部分に関する方針
- ① 経常利益の変動に応じて支給額を計算する（役位により一律）。
- ② 役位の変更または取締役構成に変更があった場合には、役位に応じた報酬額とする。
- ③ 毎年6月に支給する。
- ・ 個人別報酬の決定に関する方針  
定額報酬部分及び業績連動部分の個人別の報酬については、それぞれの方針に一致していることを確認の上、代表取締役社長が決定する。
  - ・ その他の報酬に関する方針  
退任時支給報酬はない。
  - ・ 報酬の種類ごとの割合に関する方針  
報酬が定額報酬部分及び業績連動部分のみであるため、具体的な割合については定めないこととする。

なお、当社は2025年6月27日開催の取締役会および2026年4月30日開催の取締役会において、株式報酬制度の導入および新中期経営計画の策定等を踏まえ、取締役の報酬に関する新たな方針を決議しております。翌事業年度以降は、当該方針に沿って取締役の報酬等の内容を決定します。

<ご参考> 当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

**【取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬】**

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の基本方針に則り設計します。執行役員の報酬についてもこれに準ずることとします。

- (ア) 当社の持続的な成長と企業価値への貢献意識を高めるものとする。
- (イ) 報酬の水準については、外部の調査機関による客観的な調査データを活用し、同業種である情報通信業のほか人材採用上の競合となる金融業（中堅保険業や外資系資産運用業等を含む）における報酬水準を参考とすることにより、優秀な人材を確保するためのインセンティブとして競争力のあるものとする。
- (ウ) 各取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする。
- (エ) 非業務執行取締役を除く各取締役の報酬は、基本報酬、主に単年度業績を反映した業績連動型賞与および中長期インセンティブとしての株式報酬によって構成する。非業務執行取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支給する。
- (オ) 報酬の水準や制度設計については、経営計画との整合性等を考慮しつつ、適宜、環境の変化等に応じて見直しを行う。見直しは、指名・報酬諮問委員会による審議および確認を経て行うものとする。
- (カ) 退任時においては、役員退職金等は支給しない。

2. 構成および割合等

(ア) 構成、支給時期および各報酬の金額割合

		種類	支給時期	割合
金銭報酬	固定	基本報酬	毎月	概ね70%
	業績連動	賞与	年1回	概ね15%
非金銭報酬 (株式報酬)	業績連動	信託型譲渡制限付株式報酬	年1回	概ね15%

(イ) 基本報酬（※）

基本方針に則り役員に応じて年間の報酬額を決定し、12分の1を月例報酬として支給します。

(ウ)賞与(※)

前事業年度の業績達成度に応じて決定した額を毎年一定の時期に支給します。

業績達成度を測る指標については、2027年3月期以降4か年の中期経営計画期間中においては、調整後営業利益およびROEとします。

当社は、顧客満足度の高い新規サービスの創出や緊密なサポートを可能にする人財を確保し、生産性向上に向けた投資を促進する事こそが、当社の安定的かつ持続的な業容拡大につながり、ひいては株主価値の向上につながるものと判断しております。このため、人財投資や各種の投資による減価償却費が取締役の評価を不当に押し下げる事のないよう、営業利益に人件費や減価償却費を加算する調整後営業利益を指標として選定します。

ROEは株主資本に対する収益性を表す代表的な指標であり、株主目線の経営を促す観点から、調整後営業利益と併せ、指標として選定します。

(エ)信託型譲渡制限付株式報酬

役位に応じた基本ポイントに業績達成度に応じて算出した係数を乗じて得たポイントを毎年一定の時期に付与し、年1回ポイントに応じた数の当社株式を給付します。業績達成度を測る指標については、中期経営計画における経営目標指標であるコア売上高とします。給付する株式は譲渡制限付き株式とし、その譲渡制限期間は原則として取締役等退任時までとします。

3. 決定プロセス

取締役の報酬総額は株主総会で決議(※)された範囲内とし、各取締役の報酬金額等は、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、その答申を踏まえた取締役会の決議に基づき決定します。取締役会による決定には、業績連動金銭賞与および非金銭報酬の算定に用いる指標およびその係数を含みます。なお、各事業年度終了時における各取締役の業績連動金銭賞与の額および非金銭報酬の株数の決定については、取締役会における決定に基づき、代表取締役社長が委任を受けるものとします。

【監査等委員である取締役の報酬】

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会決議(※)の範囲内で、外部の調査機関による客観的な調査データを参考に監査等委員である取締役の協議により決定し、その職務に鑑みて月額固定報酬のみを支給します。

(※) 2021年6月25日の株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬および金銭賞与の合計を年額500百万円以内、監査等委員である取締役の報酬を年額100百万円以内と承認いただいております。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	174百万円 (0百万円)	122百万円 (0百万円)	29百万円 (-)	22百万円 (-)	5名 (0名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	27百万円 (27百万円)	27百万円 (27百万円)	- (-)	- (-)	4名 (4名)
合 計 (うち社外役員)	201百万円 (27百万円)	150百万円 (27百万円)	29百万円 (-)	22百万円 (-)	9名 (4名)

- (注) 1. 当事業年度における取締役は6名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）は4名（うち社外取締役4名）であります。取締役の支給員数は、無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）を除いております。
2. 当社の取締役の報酬は、役位に応じて毎月定額を支給する定額報酬部分と、経常利益の変動に応じて役位一律に算定のうえ支給する業績連動部分から構成されております。業績連動報酬の算定に使用する指標を経常利益とした理由は、本業及び財務活動により得た利益が、取締役の会社経営実績を測る指標として適当であると判断したためであります。その結果、2026年3月期の業績連動報酬は、前期比増加となりました。取締役（監査等委員）の報酬は定額報酬のみとなります。なお、2025年6月27日開催の定時株式総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」の導入および取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に付与される1事業年度当たりの上限ポイント数（株式数）を60,000ポイントとする決議をいただいております。
3. 取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第30回定時株主総会決議において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第30回定時株主総会決議において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 取締役会は、代表取締役社長茂谷武彦に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）鈴木行生氏は、株式会社日本ベル投資研究所の代表取締役及び株式会社ウィルズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）武山芳夫氏は、学校法人二松学舎の理事であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）小林貴恵氏は、鉦研工業株式会社の監査役及びT M I 総合法律事務所のパートナーであります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 (監査等委員)	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
丸山浩司	<p>当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>株式会社横浜銀行等における業務執行経験を有しているほか、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。</p>
鈴木行生	<p>当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>野村グループ等における業務執行経験及び、企業経営経験を有しているほか、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。</p>
武山芳夫	<p>当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回、監査等委員会11回のうち10回に出席いたしました。</p> <p>第一生命保険株式会社における業務執行経験及び、第一生命情報システム株式会社における企業経営経験など、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、当社業務執行から独立した客観的立場から、当社の経営に係る事項の意思決定及び業務執行の監督、助言等を行っております。</p>

社外取締役 (監査等委員)	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
小林 貴 恵	<p>2025年6月27日に取締役（監査等委員）に就任以降、当事業年度に開催された取締役会4回のうち4回、監査等委員会8回のうち8回に出席いたしました。</p> <p>弁護士としての経験を通じて培われた企業法務（会社法・金融商品取引・コンプライアンス等）に関する高い見識、及び社外役員経験を通じて培われた経営視点を有しており、当社業務執行から独立した客観的立場から、当社の経営に係る事項の意思決定及び業務執行の監督、助言等を行っております。</p>

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 27,000千円  
当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めておりません。
- ② 会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 27,000千円
- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- ④ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績を評価するとともに、監査体制、監査日数・時間等当期の監査計画の内容を精査し、妥当な水準であると判断いたしました。

### (3) 会計監査人の解任・不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときには、会計監査人の解任を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められ、当社にとって重大な支障があると判断したときには、解任または不再任に関する議案を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

この基本方針に基づき業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスに関する社内の諸規程を定め、コンプライアンス教育研修を継続的に実施し、取締役及び使用人に法令及び定款の遵守を徹底する。
- ② 社長の任命のもとで、取締役から会社全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンスオフィサーを置く。
- ③ 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を整備する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、法令に基づき適切に作成、保存する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録、保存、廃棄される。
- ③ これらの文書を電子化しデータベース化を図り、素早く検索、閲覧できる体制を構築し、取締役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業活動に関するリスクを定期的に、または必要に応じて把握、評価し、経営計画に適切に反映する。
- ② 経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについては、管理本部において対策を立案、経営会議にて対策を承認しリスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合の迅速な対応を可能とする。
- ③ 組織横断的なリスクの状況把握及び監視を目的とし、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、取締役会において内部監査方針及び監査結果について報告を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、本社内の1フロアにおいて、社長以下監査等委員である取締役も含めた常勤役員が一堂に会しており、取締役が必要なときに機動的に打合わせが可能な状況としている。
- ② 取締役会の他、常勤役員による経営会議を定期的に開催し、また、常勤役員と本部長による幹部会議を毎週開催するなど、業務執行に関する事項の意思決定を機動的に行っている。
- ③ 極力、文書、印鑑による業務執行を廃して、多くの社内業務は取締役及び使用人が社内のイントラネットによる伝票として申請、決裁及び業務報告等を行い、業務処理の迅速化を図る。当該伝票は適切な権限管理のもと、社長以下取締役も含めた役員相互で確認が可能になっている。

**(5) 当社並びに親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、現時点では企業集団を形成していないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備は行っておりません。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

監査等委員会の求めに応じ、会社の業務に精通し監査等委員会の業務を適切に補助できる使用人を配置する。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

- ① 監査等委員会を補助する使用人の評価については、他の使用人と同様に取締役以外の複数の評価者により評価を行う。
- ② 監査等委員会を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意見を聴取のうえ行う。

**(8) 監査等委員会の、その職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会を補助する使用人に対しては、必要に応じて代表取締役や会計監査人と意見交換をする場を確保する。
- ② 取締役及び使用人は、監査等委員会を補助する使用人の業務が円滑に行われるよう環境を整備する。

**(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。本号において同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制**

- ① 監査等委員会は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。
- ② 内部監査担当は、内部監査の都度、監査結果を監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員は、社内業務に関して取締役及び使用人が申請、報告及び決裁を行った各種伝票について、社内イントラネット上で閲覧することが可能である。
- ④ 社内外に内部通報窓口を設置し、内部通報に基づく調査結果を監査等委員会に報告する。
- ⑤ 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

**(10) 報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、社内外の通報窓口へ通報した者に対し、通報したことを理由として通報者に不利益な取扱いを行わない旨を社内規程にて定めている。

**(11) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その内容の妥当性を検証のうえ、これに応じる。

**(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員が社内業務に関する各種の情報を自由に閲覧できるよう、社内イントラネットを整備している。
- ② 監査等委員は、取締役会のほか、必要があれば社内の主要会議に出席し、意見を述べることができる。出席できなかった場合は、審議事項について報告を受け、または議事録及び資料等の提出を求めることができる。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

### (1) コンプライアンス対応について

- ① コンプライアンスに関する運用を担う部門としてコンプライアンス運営組織を設置、コンプライアンス委員会を年5回開催し、各種の報告や審議を行いました。
- ② 全社員に対し、コンプライアンス教育研修を実施すると同時に、社内における法令順守状況の確認のため、コンプライアンスアセスメントを実施いたしました。
- ③ 外部の専門企業を内部通報窓口とした内部通報制度を整備し、コンプライアンス教育研修の際に制度の周知を実施いたしました。
- ④ 監査等委員との情報共有等については、コンプライアンスアセスメントや内部通報制度の利用状況、内部監査の結果等を連携するほか、代表取締役との定期的な意見交換等を通じて、規程や体制の整備等を適宜実施しております。

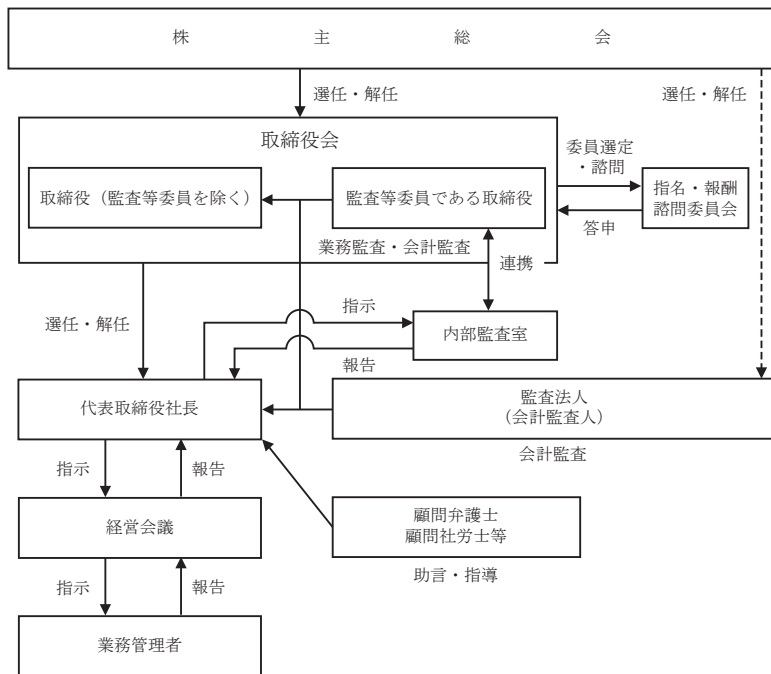
### (2) リスク管理について

- ① チーフ・リスク・オフィサー（CRO、茂谷代表取締役社長）の指示のもとリスクアセスメントを実施、当社の事業活動における重要リスクの洗い出しとリスク対策分析・評価を行いました。
- ② 内部監査規程に基づき、中長期の内部監査計画に従って当事業年度における内部監査計画を策定し、監査を実施しました。監査結果についてはCRO及び監査等委員へ報告し、適宜必要な改善を実施しております。

### (3) 重要会議の開催状況について

- ① 取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、その適法性及び効率性を高めるため、当事業年度において取締役会を6回開催しました。
- ② 常勤取締役が出席する経営会議を毎月2回開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保に努めております。
- ③ 社長、各本部の担当役員及び本部長が出席する会議を毎週開催し、社内外の情報連携を密に行うとともに、内部統制方針等を含め会社方針の周知に努めております。

【コーポレートガバナンス体制図】



## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は従来、安定的・積極的で、かつ「減配しない会社」を基本とした株主還元を配当政策として掲げております。

当期の業績については概ね予想通りの水準を達成しており、以上の方針を踏まえ、当期については2026年1月30日公表の配当予想通り期末配当を25円とし、年間配当47.5円とします。

なお、当社は新中期経営計画のなかで、従来の配当政策を転換し、配当をベース配当（基準配当）とエクストラ配当（追加配当）に分け、安定的な株主還元とBSマネジメント強化の両立を目指す、新たな株主還元方針を掲げることに致しました。

次期につきましては、以上の方針を踏まえ、ベース配当として年間50円、エクストラ配当として年間20円（合計70円、配当性向65.0%）を予定しております。これに伴い、「減配しない会社」を基本とする配当政策は撤回することといたしますが、株主還元方針の詳細については1. 会社の現況（4）対処すべき課題（中長期的な会社の経営戦略）における、BSマネジメントに関する方針をご参照ください。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,772,415</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,093,856</b>
現金及び預金	1,188,937	短期借入金	1,200,000
売掛金	481,913	未払金	330,943
契約資産	45,992	未払費用	39,245
前払費用	47,885	未払法人税等	235,787
その他	7,687	未払消費税等	82,056
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,347,184</b>	前受金	16,435
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>96,138</b>	預り金	17,560
建物	40,315	賞与引当金	141,975
工具、器具及び備品	44,380	株式給付引当金	7,389
機械装置及び運搬具	11,442	役員株式給付引当金	22,462
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,281,405</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>767,219</b>
ソフトウェア	1,046,417	退職給付引当金	602,499
ソフトウェア仮勘定	233,995	株式給付引当金	134,190
電話加入権	993	資産除去債務	19,659
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,969,640</b>	その他	10,869
投資有価証券	2,498,102	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,861,075</b>
敷金及び保証金	204,169	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	262,340	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,258,524</b>
その他	5,028	資本金	783,200
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,119,600</b>	資本剰余金	1,461,260
		資本準備金	1,461,260
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>6,917,317</b>
		利益準備金	17,397
		その他利益剰余金	6,899,920
		繰越利益剰余金	6,899,920
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△5,903,252</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,258,524</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>6,119,600</b>

(記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,658,343
売 上 原 価		3,873,348
売 上 総 利 益		1,784,994
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		763,700
営 業 利 益		1,021,294
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,750	
有 価 証 券 利 息	26,030	
雑 収 入	1,004	29,785
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,239	
支 払 手 数 料	18,950	39,189
経 常 利 益		1,011,891
特 別 損 失		
株 式 給 付 引 当 金 繰 入 額	122,764	
特 別 賞 与 等	13,692	136,457
税 引 前 当 期 純 利 益		875,433
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	349,000	
法 人 税 等 調 整 額	△16,480	332,520
当 期 純 利 益		542,913

(記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	783,200	1,461,260	—	1,461,260	17,397	6,619,101	6,636,498	△5,959,158	2,921,800	2,921,800
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△206,099	△206,099		△206,099	△206,099
当 期 純 利 益						542,913	542,913		542,913	542,913
自己株式の取得								△89	△89	△89
自己株式の処分			△55,995	△55,995				55,995	—	—
自己株式処分 差損の振替			55,995	55,995		△55,995	△55,995		—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	280,818	280,818	55,905	336,724	336,724
当 期 末 残 高	783,200	1,461,260	—	1,461,260	17,397	6,899,920	6,917,317	△5,903,252	3,258,524	3,258,524

(記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。)

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員株式給付引当金……………役員株式給付規程に基づき、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

株式給付引当金……………役員株式給付規程及び株式給付規程に基づき、執行役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の中核商品「XNETサービス」は、大別して以下に区分されます。

- ・有価証券管理システムを中心としたXNETシステムの月額利用料を収益源とするアプリケーションサービス
- ・XNETシステムに関する導入や保守、会計制度変更対応等の業務を請負うAMOサービス
- ・XNETシステムを利用して、機関投資家の経理事務等の実務を受託し、効率的に集約、処理することで収益を獲得するSOサービス

当社では、上記いずれのサービスにおいても、原則として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、AMOサービス及びSOサービスの一部において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）で算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

その他の注記  
追加情報

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2025年5月28日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2025年6月27日開催の定時株主総会の承認に基づき、本制度を導入いたしました。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

### (2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当期末において417百万円、300,000株です。

### (従業員に対する株式給付制度)

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、2025年7月31日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、これに基づき本制度を導入いたしました。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する制度です。当社は、従業員に対し業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。

### (2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当期末において695百万円、500,000株です。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	254,723千円
----------------	-----------

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数<br>普通株式 | 8,261,600株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数<br>普通株式 | 4,081,693株 |

(注) 当事業年度末の自己株式のうち、「株式給付信託 (BBT-RS)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式数は、800,000株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	94,049	22.5	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	112,048	22.5	2025年9月30日	2025年12月1日

(注) 2025年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT-RS)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金18,000千円が含まれています。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月29日 取締役会	普通株式	124,497	利益剰余金	25.0	2026年3月31日	2026年6月11日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT-RS)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金20,000千円が含まれています。

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	15,620千円
未払事業所税否認	1,870千円
賞与引当金	44,750千円
退職給付引当金	189,910千円
株式給付引当金	44,630千円
資産除去債務	6,200千円
その他	7,210千円

繰延税金資産 小計 310,190千円

評価性引当額 △44,630千円

繰延税金資産 合計 265,560千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 3,220千円

繰延税金負債合計 3,220千円

繰延税金資産の純額 262,340千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
住民税均等割等	0.4%
役員賞与	1.0%
税率変更による影響	△0.2%
評価性引当額の増減	5.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>38.0%</u>

## 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用につきましては、主に安全性の高い金融商品によっております。また、設備投資も自己資本の範囲内で行い、新たな資金調達を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、自己株式の取得資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、請求担当部門が取引先の状況を常にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建金融商品は保有していないため、為替変動リスクはありません。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、通常の運転資金を自己資金にて対応しており、2024年5月に実施した自己株式取得のような突発的な資金需要に限り、短期借入金にて対応しております。2026年3月末時点の有利子負債1,200百万円に対し、現金換金可能資産3,687百万円と強固な財務基盤を維持しており、今後も返済余力を注視することなどにより、当該リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「短期借入金」については、現金であること、その他は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。「敷金及び保証金」については金額的重要性の観点から記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	2,498,102	2,392,303	△105,798
資産計	2,498,102	2,392,303	△105,798

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

投資有価証券

これらは債券であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,188,937	—	—	—
売掛金	481,913	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	300,000	300,000	1,900,000
合 計	1,670,851	300,000	300,000	1,900,000

### 3. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	1,200,000	—	—	—
合 計	1,200,000	—	—	—

#### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一資産及び負債の市場価格

レベル2：資産及び負債に関するレベル1に含まれる市場価格以外の観察可能なインプット

レベル3：資産及び負債に関する観察不可能なインプット

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的債券 社債	—	2,392,303	—	2,392,303
資産計	—	2,392,303	—	2,392,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

満期保有目的の債券は市場価格での公表価格が入手できる場合は公表価格を用い、市場での公表価格が入手できない場合は取引金融機関から提示された価格に基づく適切な評価方法により見積っております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額	構成比
	千円	%
(1) XNETサービス	5,650,604	99.9
アプリケーションサービス	3,980,647	70.4
AMO・SOサービス	1,669,957	29.5
(2) 機器販売等	7,738	0.1
合計	5,658,343	100.0

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

当事業年度 (2026年3月31日)

契約負債 (期首残高) 143千円

契約負債 (期末残高) 32,907千円

契約負債は、XNETサービスにかかる顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、未充足の履行義務に係る将来認識されると見込まれる収益は概ね1年以内に充足するため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 779円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 129円89銭 |

(注) 「株式給付信託 (BBT-RS) 」及び「株式給付信託 (J-ESOP) 」の信託財産として、(株) 日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (2026年3月期800,000株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (2026年3月期800,000株)。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

住友不動産四谷ビル及びJRタワーオフィスプラザさっぽろの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.0%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	19,498千円
時の経過による調整額	161千円
期末残高	<u>19,659千円</u>

## 10. 退職給付関係に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けるほか、総合設立方式の全国情報サービス産業企業年金基金制度に加入しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(2) 全国情報サービス産業企業年金基金制度に関する事項

確定拠出制度と同様に会計処理する、全国情報サービス産業企業年金基金制度への要拠出額は、14,200千円であります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（2025年3月31日現在）

年金資産の額	262,157,769千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	<u>213,145,526千円</u>
差引額	<u>49,012,243千円</u>

② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 0.19%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の繰越超過金であります。

(3) 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	604,052千円
退職給付費用	70,835千円
退職給付の支払額	<u>△72,388千円</u>
退職給付引当金の期末残高	<u>602,499千円</u>

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整額

非積立型制度の退職給付債務	<u>602,499千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>602,499千円</u>

退職給付引当金 602,499千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 602,499千円

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 70,835千円

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社エクスネット  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小高 由貴  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エクスネットの2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨、および「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用し、ガバナンス、品質管理の向上に努めていること、ならびに外部（日本公認会計士協会）の品質管理レビューを受け、必要により措置を講じ適切に職務を遂行している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 会計監査人の職務執行の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の職務の遂行が適正に行われることについて、体制の確保及び職務の遂行において、指摘すべき事項は認められません。

2026年5月25日

株式会社エックスネット 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 丸 山 浩 司 ⑩

監査等委員（社外取締役） 鈴 木 行 生 ⑩

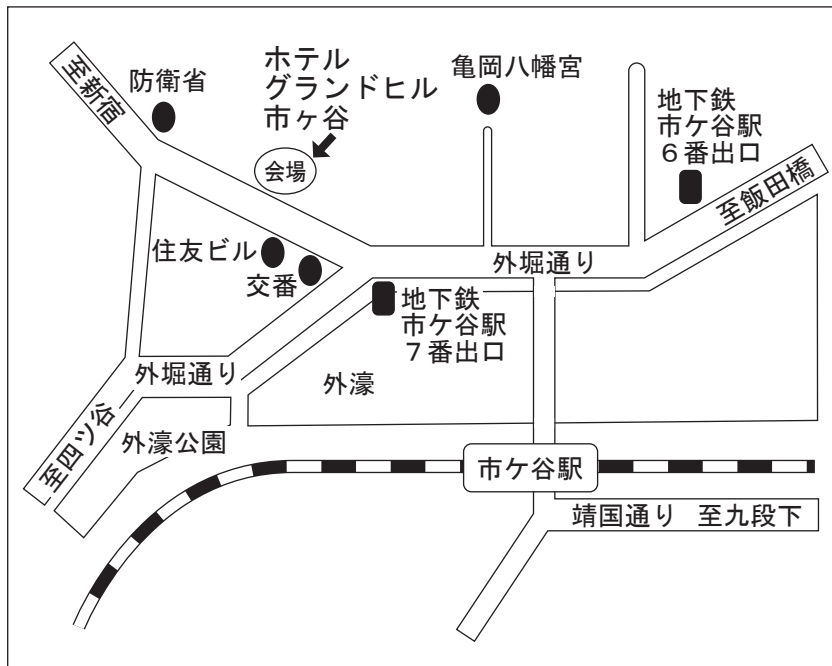
監査等委員（社外取締役） 武 山 芳 夫 ⑩

監査等委員（社外取締役） 小 林 貴 恵 ⑩

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷本村町四丁目1番地  
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館2階「白樺の間」  
TEL 03-3268-0111



最寄駅：○ JR総武線、東京メトロ有楽町線・南北線、都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅徒歩3分